

液状一般廃棄物処理手数料の改定について

1 要旨

し尿や浄化槽汚泥といった液状の一般廃棄物の収集運搬及び処分を行う場合の手数料（以下「液状一般廃棄物処理手数料」という。）は、平成20年10月に合併後に策定した統一基準に基づく手数料を定めて以降、消費税率変更に伴う額の調整を除き、改定を行っていません。

この間、下水道の普及及び人口減少に伴う効率の悪化や物価上昇等があり、見直しを行うものです。

三原市生活環境審議会答申を受けて、次の事項を検討しました。

2 三原市生活環境審議会

(1) 性格

地方自治法第138条の4第3項に規定する執行機関の附属機関

(2) 所掌事務

液状一般廃棄物の適切な処理等に関する事項

(3) 審議経過

開催日	審議内容
令和4年10月4日（火）	(1) 委員長・委員長代理の選出について (2) 諮問事項 液状一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関する手数料の見直しについて (3) 三原市生活環境審議会の審議工程について
令和4年12月23日（金）	(1) 液状一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関する手数料の原価計算書改定案について
令和5年9月29日（金）	(1) 液状一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関する手数料の原価計算書改定案について（再審議）
令和5年11月9日（木）	(1) 委員長代理の選出について (2) 諮問事項 液状一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関する手数料の改定案について (3) 答申案について
令和5年11月24日（金）	一部答申（資料「答申書」参照）

(4) 今後の審議工程

生活環境審議会では、原価計算書の見直しに合わせて、収集業務の委託化等について審議を予定していましたが、審議が長期に及んだことから手数料額の改定について一部答申を行い、引き続き収集形態について審議する予定としています。

3 三原市生活環境審議会の審議の概要

(1) 液状一般廃棄物処理手数料の対象

し尿や浄化槽汚泥といった液状一般廃棄物の処理には、収集・運搬、三原市汚泥再生処理センター「みずき」での処理、浄化槽の場合には清掃や点検といった工程があります。そのうち、市は収集・運搬について、条例で「一般廃棄物処理手数料」として定めています。

	清掃・点検	収集・運搬	処理
し尿	—	○	無料
浄化槽汚泥	対象外	○	無料

(2) 液状一般廃棄物処理手数料の特徴

ア 地方自治法第 227 条、228 条の規定により、市（委託を含む。）がし尿等の収集運搬業務を行う場合の手数料について条例で定めるものです。

イ アによって定めた手数料は、廃棄物処理法第 7 条第 12 項の規定により、一般廃棄物収集運搬許可業者がし尿等を収集した場合に受け取る料金の上限額となります。

ウ イの規定により、市（委託を含む。）と許可業者のどちらが収集を行った場合でも一定の公平性を確保することができます。

エ し尿等収集運搬業務は、市民生活に欠くことが出来ない業務であることから、その業務を確実にこなせるように適切な額を定める必要があります。

(3) 液状一般廃棄物処理手数料額の変遷

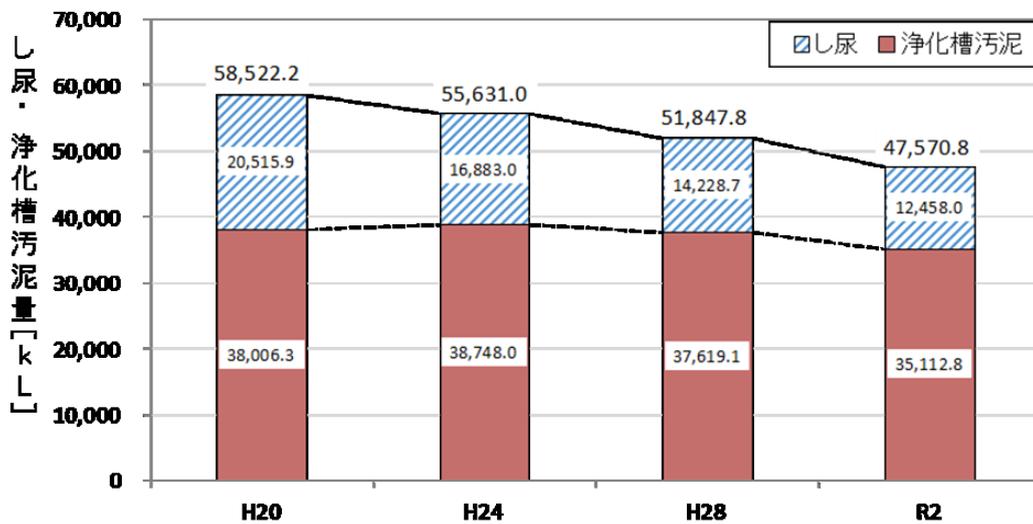
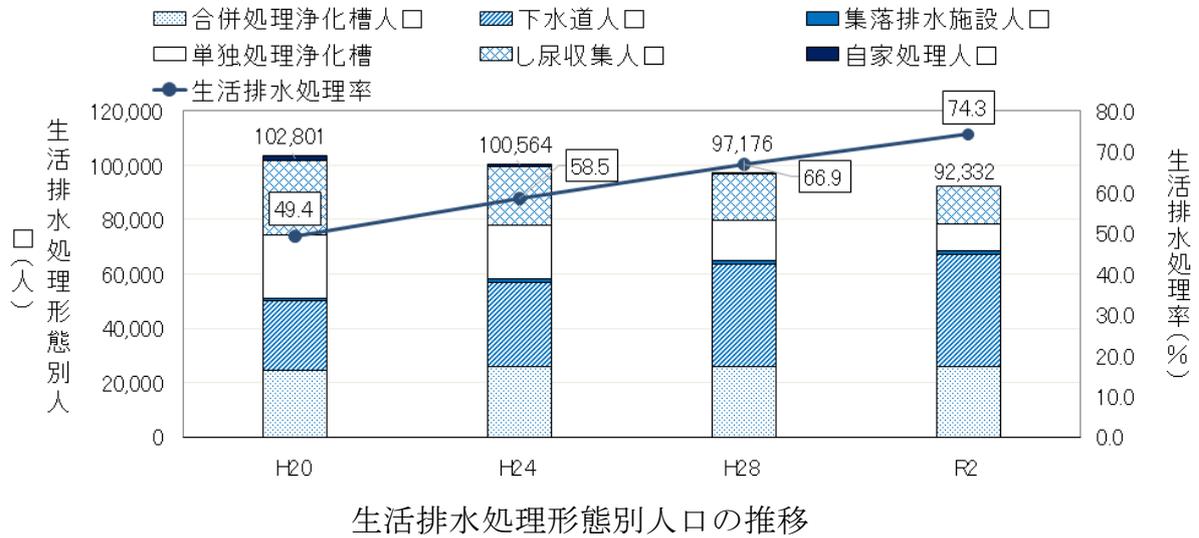
合併以前の旧市町ごとであった手数料算定基準を統一し、平成 20 年 10 月に手数料を設定して以降は、消費税率の変更に伴う見直しのみを行なっています。

し尿等 1 0 当たりの手数料単価

地域	H20. 10 以前	H20. 10 (消費税 5%)	H26. 4 (消費税 8%)	R1. 10 (消費税 10%)
三原	10 円 20 銭	13 円 04 銭	13 円 40 銭	13 円 65 銭
本郷	12 円 10 銭			
久井	11 円 66 銭	19 円 72 銭	20 円 25 銭	20 円 62 銭
大和	19 円 44 銭	23 円 07 銭	23 円 68 銭	24 円 12 銭

(4) し尿等処理の状況

下水道の普及や人口減少に伴い、し尿収集・単独処理浄化槽・自家処理の人口が約55%減少。汲取り量では、し尿が39.3%、浄化槽汚泥が7.6%、合計で18.7%減少しています。このことは、収集効率の低下に繋がっています。



(5) し尿等収集運搬事業原価計算書

平成 19 年 11 月の生活環境審議会答申を踏まえた原価計算書に基づいて、手数料を算定しています。基本的な考え方は踏襲し、採用する数値を見直しました。

ア 手数料額の算定

モデル事業者の運営に必要な経費 ÷ 収集効率
 (人件費、車両購入費、燃料費等) (みずきへの 1 日当たり投入可能回数等)

イ 考え方

市内統一の算定方法としますが、三原市汚泥再生処理センター「みずき」との距離による部分については、地域性を勘案しています。

	モデル事業者の運営に必要な経費	収集効率
市内統一	人件費、車両購入費等	収集作業時間、走行時速等
地域差	燃料費 (軽油使用量)	みずきへの運搬時間

ウ 主な見直し点

車両 (バキューム車) 購入費が物価高の影響で大きく増額した一方で、人件費は、三原市職員の給与を参照することとしているため、減額となっています。

収集効率は、収集件数の減少により収集作業の効率が下がった一方で、道路事情の改善により運搬時間が短縮されました。結果、三原・本郷地区で顕著な低下と、久井地区で若干の低下となり、大和地区は変わりませんでした。

平成 19 年度答申と令和 5 年度答申の比較表

	三原・本郷	久井	大和
経費 ^{※1} (1 車 1 箇月当たり原価)	1,973,029 円	2,006,090 円	2,015,144 円
	↓	↓	↓
	2,323,222 円	2,374,417 円	2,390,365 円
車両購入費 (消費税抜き)	5,500,000 円 → 8,998,000 円		
人件費 (作業員平均)	413,400 円/月 → 412,059 円/月		
収集効率 (投入回数)	4.00 回/日	2.69 回/日	2.31 回/日
	↓	↓	↓
	3.78 回/日	2.68 回/日	変更無し
1 回当たり収集作業時間 ^{※2}	60 分 → 76 分		
1 回当たり運搬時間 ^{※3}	40 分 → 30 分	91 分 → 76 分	117 分 → 101 分

※ 1 経費の消費税率

平成 19 年度答申は 5% で、令和 5 年度答申は 10% で算定されている。

※ 2 1 回当たり収集作業時間

2 t バキューム車を満杯にするまでに必要な作業時間。

汲取り箇所が密集していると移動時間が短くて済むため、効率が良い。

※ 3 1 回当たり運搬時間

収集作業地域と三原市汚泥再生処理センター「みずき」(沼田東町七宝) の往復に必要な時間。

4 液状一般廃棄物処理手数料の改定と世帯負担について

(1) 液状一般廃棄物処理手数料改定案

生活環境審議会の答申の内容を尊重し、次のとおり液状一般廃棄物処理手数料の額を改定することを検討しています。

従量制は、汲取ったし尿等の量に応じて手数料額を計算する制度で、主に事業者や汲取り量が多い家庭に適用されています。

人頭制は、世帯人員数に応じて手数料額を計算する制度で、主に汲取り量が少ない家庭に適用されています。

また、汲取りに係る作業負担が多い場合や便槽の種類により、加算手数料が発生します。

基本手数料

地域	区域		現行 手数料	改定案			
				手数料	引上額	引上率	
三原 ・ 本郷	従量制		10につき	13 円 65 銭	16 円 25 銭	2 円 60 銭	19.0%
	人頭制	基本料	収集 1 回につき	464 円	552 円	88 円	19.0%
		人頭割	1 人につき	464 円	552 円	88 円	19.0%
久井	従量制		10につき	20 円 62 銭	23 円 43 銭	2 円 81 銭	13.6%
	人頭制	基本料	収集 1 回につき	698 円	796 円	98 円	14.0%
		人頭割	1 人につき	698 円	796 円	98 円	14.0%
大和	従量制		10につき	24 円 12 銭	27 円 37 銭	3 円 25 銭	13.5%
	人頭制	基本料	収集 1 回につき	820 円	930 円	110 円	13.4%
		人頭割	1 人につき	820 円	930 円	110 円	13.4%

加算手数料

加算項目		現行 手数料	改定案		
			手数料	引上額	引上率
距離加算	収集車から便槽までの 距離が 60~100m未満	158 円	155 円	-3 円	-1.9%
	収集車から便槽までの 距離が 100m以上	316 円	310 円	-6 円	-1.9%
無臭便槽加算 (人頭制)	1 回につき	173 円	211 円	38 円	22.0%
簡易水洗便槽加算 (人頭制)	世帯人員 1 人の月額	855 円	1,023 円	168 円	19.6%
仮設便槽加算	1 箇所 1 回につき	2,902 円	2,528 円	-374 円	-12.9%

(2) 世帯負担額の試算

ア 汲取り便槽の1箇月当たりの負担額の試算

人頭制でホースの長さ60m未満の場合について、月に1回汲取るものとして試算しています。

	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯
三原 ・ 本郷	928円	1,392円	1,856円	2,320円
	↓	↓	↓	↓
	1,104円 (+176円)	1,656円 (+264円)	2,208円 (+352円)	2,760円 (+440円)
久井	1,396円	2,094円	2,792円	3,490円
	↓	↓	↓	↓
	1,592円 (+196円)	2,388円 (+294円)	3,184円 (+392円)	3,980円 (+490円)
大和	1,640円	2,460円	3,280円	4,100円
	↓	↓	↓	↓
	1,860円 (+220円)	2,790円 (+330円)	3,720円 (+440円)	4,650円 (+550円)

※ 汲取り量によって、従量制の場合があります。

イ 浄化槽の1年当たりの負担額の試算

従量制で、年1回汲取るものとして試算しています。

清掃代や検査代等が別途必要です。

	5人槽 (1,600ℓ※)	7人槽 (2,000ℓ※)	10人槽 (3,100ℓ※)
三原 本郷	21,840円	27,300円	42,315円
	↓	↓	↓
	26,000円 (+4,160円)	32,500円 (+5,200円)	50,375円 (+8,060円)
久井	32,992円	41,240円	63,922円
	↓	↓	↓
	37,488円 (+4,496円)	46,860円 (+5,620円)	72,633円 (+8,711円)
大和	38,592円	48,240円	74,772円
	↓	↓	↓
	43,792円 (+5,200円)	54,740円 (+6,500円)	84,847円 (+10,075円)

※ 汲取り量は、メーカー・型式等で異なります。

5 液状一般廃棄物処理手数料改定までのスケジュール（予定）

時 期	内 容
令和6年1月	液状一般廃棄物処理手数料改定に係るパブリックコメントの実施
令和6年3月	液状一般廃棄物処理手数料改定に係る条例改定 (廃棄物の処理及び清掃に関する条例)
令和6年4月 ～令和6年9月	液状一般廃棄物処理手数料改定について市民へ周知 (広報・ホームページ・SNS・チラシ等)
令和6年10月	液状一般廃棄物処理手数料改定に係る条例施行 (廃棄物の処理及び清掃に関する条例)